

# 会 議 録

## 1 会議名

令和5年度第11回安塚区地域協議会

## 2 議題（公開・非公開の別）

### ○報告事項（公開）

（1）農業経営基盤強化の促進に関する計画「地域計画」の策定について

（2）ゆきだるま温泉久比岐野の料金改定について

（3）地域独自の予算の事業一覧について

### ○その他（公開）

## 3 開催日時

令和6年2月27日（火）午後6時から午後7時41分まで

## 4 開催場所

安塚区総合事務所 3階 301会議室

## 5 傍聴人の数

0人

## 6 非公開の理由

—

## 7 出席した者（傍聴人を除く。）の氏名（敬称略）

・委員：池田裕夫、池田康雄、石田ひとみ、小松光代、新保良一、中村真二、  
外立正剛、秦克博、松苗正二、松野修、山岸重正、吉野誠一

・事務局：安塚区総合事務所 山崎次長、小林市民生活・福祉グループ長（併教育・文化グループ長）、村松班長、萬羽主任

・浦川原区総合事務所：宮川産業グループ長、長井主任

## 8 発言の内容（要旨）

### 【松苗正二会長】

・会議の開会を宣言

・上越市地域自治区の設置に関する条例第8条第2項の規定により、委員の半数以上の出席を確認、会議の成立を報告

本日の会議録の確認は、内規により私の方で対応する。

それでは、次第2報告事項（1）農業経営基盤強化の促進に関する計画「地域計画」の

策定について、から議事を進めていく。本日は、浦川原区総合事務所の職員が出席されているので、説明を求める。

**【浦川原区総合事務所 宮川産業グループ長】**

資料No. 1に基づき、農業経営基盤強化の促進に関する計画「地域計画」の概要等を説明。

**【松苗正二会長】**

説明の内容について、質問のある方はいるか。

**【外立正剛委員】**

中山間地域等直接支払制度の集落協定では、管理を行って将来的に残していきたい農地とそれ以外の農地に区分していると思う。地域計画は、それに準じて圃場別に進めていくものであると考えているが、集落協定と一致していなくても問題ないか。

**【浦川原区総合事務所 宮川産業グループ長】**

水のかかり具合が悪いといった、条件の悪い農地については、耕作をしなくても構わない。「ここは広げていきたい」、「ここは絶対に守っていきたい」というところを中心に話し合っていたきたい。中山間地域等直接支払制度の第5期対策については、もう1年対象期間があるので、基本的にはその内容に沿って進めていただくことになると思う。地域計画は、次の第6期対策に向けて話し合う上で一つの材料になるのではないかと考えている。

10年後と言うと、「生きていないかもしれない」、「続けていられないかもしれない」というようなお話が出るかもしれないが、現状耕作されている方等を中心に、「ここは将来守らなければならない」、「ここを耕作するのであれば、この人しかいない」といった話し合いをしていただく中で、地図の色分けをしていきたいと考えている。

**【外立正剛委員】**

その話し合いは、集落ごとに町内会長が中心になって行うのか。それとも、認定農業者や生産法人のみが集まって行うのか。5年先のことさえ分からないのに、10年先のことなど考えられないというのが正直なところである。現在の中山間地域等直接支払制度の対象期間が終われば、辞めたいと考えている人も結構いると思う。安塚区の中を見ても、集落出身者以外の方が耕作しているところも多いので、そのような方々の考えを反映する必要があると考えている。

**【浦川原区総合事務所 宮川産業グループ長】**

安塚区の場合、3月7日（木）に地域懇談会を開催する予定であり、町内会長や農家

組合長の皆様からお集まりいただきたいと考えている。当日は、地域計画の概要や地図の作成について、市から説明させていただく。安塚区では、集落ごとに話し合いをしていただきたいと思っている。話し合いには、市の職員と関係する県や農協の職員も可能な限り参加させていただく。

坊金集落に限らず、ほかの集落も同様であるが、認定農業者以外に、耕作面積の小さい農業者の方も含めて話し合いに参加していただきたい。気を付けていただきたい点として、一筆ごと、耕作をしている田んぼごとに名前を登載する必要がある。その中で、自身は年齢的に耕作を継続するのが難しい場合に、親族等によって継続できる見込みがあれば、その方の名前も一緒に登載していただきたい。小作等で他地域から入ってこられる方がいれば、その方々にもできる限り声をかけて、話し合いに参加していただきたい。

**【外立正剛委員】**

承知した。

**【新保良一委員】**

一般的に安塚区と言っても、条件の良い田んぼと中山間地で面積の小さい田んぼがある。条件の悪い田んぼについては、現在の耕作者が継続できなくなった場合、誰かに引き継ぐということは現実的に考えられない。中山間地では、今後そのようなところが増えてくると思う。

**【浦川原区総合事務所 宮川産業グループ長】**

地図の色分けは、現状このまま耕作を続けていくという色ともう続けられないという色、面積を拡大していきたいという色の三つに分けられる。面積を拡大していきたいという方がどれくらいいるかにもよるが、その方々が中山間地の田んぼもできるかどうかという点がポイントになると思う。話し合いの結果、どうしてもその田んぼを続けることは難しいとなれば、無理に人を充てる必要はなく、空白のままでも問題ない。

**【新保良一委員】**

説明を聞いていると、中山間地ではなく、平場の農業を念頭に置いた取組のように感じてしまう。中山間地はそういう次元ではない。安塚区の中でほかの人に任せたいと言っても無理である。可能性があるのは、平場だけというように感じる。

**【浦川原区総合事務所 宮川産業グループ長】**

平場を中心に考えているのではないかというお話であるが、正直なところ、平場の方でも、担い手不足により生産法人が解散に至るというケースも見られる。平場だけを守るということではない。中山間地においても、中山間地域等直接支払制度を活用するこ

とで、営農が継続できるのであれば、可能な限り継続し、地図を作成していただきたいというのが今回の計画の趣旨である。

**【新保良一委員】**

若い人が中山間地域等直接支払制度を活用して耕作しているところはよいが、中山間地に行くと、70代以上の方がほとんどである。10年後というような話にはならない。中山間地域等直接支払制度の第6期対策までは、なんとか頑張りたいという人がほとんどである。

**【浦川原区総合事務所 宮川産業グループ長】**

地域計画について、国からは随時見直しを行っていくという情報が入ってきている。ただ、今のところ、何年周期で見直しを行うという情報まではない。今回地域計画を策定する中で、仮に5年でできなくなったということになれば、それはそれで仕方がないことだと思っている。

**【新保良一委員】**

承知した。

**【外立正剛委員】**

計画を策定するとして、その後の活用方法はどのように考えているか。地図に色を付けるだけでは意味がないと思う。

**【浦川原区総合事務所 宮川産業グループ長】**

地域計画は、令和3年に作成した人・農地プランを発展させ、見直しを行うものである。計画の中で、この田んぼは水稻からそばに変える、畑地化を進める、民地にするといった考え方を盛り込むことができる。また、通常の場合、国や県の補助金を活用して機械等を購入する制度は、基本的に認定農業者が対象になるが、地域計画に登載された方は、認定農業者と同様に取り扱うという話も聞いている。地図を作成する中で、面積を拡大していきたいという方がいれば、そのような制度の活用を見込むことができると考えている。

**【外立正剛委員】**

承知した。

**【吉野誠一委員】**

地域計画については、農業経営基盤強化促進法に基づき、農業者の減少といった社会情勢を踏まえ、人と農地の課題を解決するためのビジョンを策定するという方向性で理解してよいか。

【浦川原区総合事務所 宮川産業グループ長】

そうである。

【吉野誠一委員】

説明を聞いていて、計画の論点は2点あると感じた。1点目は、優良農地を可能な限り次世代に引き継ぐことを目的に、10年後の農地利用を達成するための目標地図を作成するということである。2点目は、劣悪な条件にある農地の維持、保全は、これから皆さんで話し合っていく問題だということである。この二つの論点に沿って、話し合いを進めていくという方針でよいか。

【浦川原区総合事務所 宮川産業グループ長】

そうである。

【吉野誠一委員】

これまでの皆さんの意見を聞いて感じたのは、選択と集中という概念が見え隠れしているということである。劣悪な条件にある農地については、農業従事者がいなくなることを考慮すると、最悪耕作放棄地になってもやむを得ないという考え方であることは間違いないと思う。

しかし、安塚区の主たる農地は水田である。どんなに条件の悪い水田であっても、多面的な機能を持ち、自然環境を守っているため、それをどうするのかという大きな課題にぶつかると考えている。その点についての考えを聞きたい。

【浦川原区総合事務所 宮川産業グループ長】

安塚区で多くの皆様から取り組んでいただいている、中山間地域等直接支払制度の交付要件の中には、水田の機能を維持するという項目がある。維持するとだけ定められており、水稻を作付けするとは定められていない。自己保全管理という名目があり、年1回田んぼを耕し、年1回以上草刈りをすることによって、中山間地域等直接支払交付金が交付される。それらの作業によって水源の涵養や農地、国土の保全につながると考えられる。中山間地の条件の悪い田んぼについては、年1回の耕運と年1回以上の草刈りを行い、国の制度を活用しながら、農地を維持していきませんかというようなお話をさせていただくことは可能である。

【吉野誠一委員】

手っ取り早い方法として、かつて民主党政権時代に導入されていた戸別所得補償制度がある。農業をやっていて、初めて所得税を納めたという人がいたくらいの影響があった。今後、国がそのような制度の導入を検討する可能性はあるか。農業従事者としては、

戸別所得補償制度がそれなりに頼りになるものであるという意識を持っていると思う。

**【浦川原区総合事務所 宮川産業グループ長】**

以前、民主党政権が導入していた戸別所得補償制度は、作付けの有無に関わらず、10アール（一反）当たり1万5千円支給するという制度であった。その後、自民党への政権交代により、戸別所得補償制度も中山間地域等直接支払制度に代わることとなった。地域計画を策定し、農地を守っていれば、所得補償がされるかどうかを現時点で申し上げることはできない。

**【吉野誠一委員】**

承知した。

**【池田康雄委員】**

中山間地域等直接支払制度について、何年かごとに水を張って田植えができる状態にしないと、交付金がもらえないことになっているのではないか。

**【山岸重正委員】**

そのような制度にはなっていない。

**【浦川原区総合事務所 宮川産業グループ長】**

それはまた別の制度である。田んぼを使って畑作をされる場合は、5年に1回田んぼの状態に戻すことで、別の交付金がもらえることになる。中山間地域等直接支払制度は、年1回の耕運と草刈りだけである。

**【松苗正二会長】**

畔をとってはいけないことになっているのではないか。

**【浦川原区総合事務所 宮川産業グループ長】**

それは要件として定められている。

**【新保良一委員】**

中山間地域等直接支払制度の超急傾斜加算について聞きたい。傾斜以外の要件はあるか。

**【浦川原区総合事務所 長井主任】**

超急傾斜加算の要件は傾斜のみである。

**【新保良一委員】**

私もそう思っていた。しかし、大変な傾斜があるのに、どうしてここが超急傾斜加算から外されているのかというところがあった。どのような判断で区分しているのか。

**【浦川原区総合事務所 宮川産業グループ長】**

具体的にどこの田んぼかを見ないと、回答することができないのでご了承いただきたい。

**【新保良一委員】**

承知した。

**【吉野誠一委員】**

ビジョンを策定する以上は、目標を立てるわけであるから、それを達成するための手段を年次ごとにきめ細かく作っていかなければならない。10年後の責任は持てないという考え方とビジョンを策定することは別物だと思う。その辺りをどのように皆さんに説明し、納得してもらうか。

**【浦川原区総合事務所 宮川産業グループ長】**

安塚区特有の風土や歴史があり、この地域でしか作れない作物もあると思うので、現在色々な取組をされている農業者の皆様の声聞きながら、ビジョンを策定する必要があると考えている。そのビジョンにおいて、10年後に必ずこれをやると言っても、吉野委員が言われたとおり5年でできなくなるという話はどうしても出てくると思う。そこは随時見直しをかけていく必要がある。

**【吉野誠一委員】**

そういうことではなく、ビジョンの捉え方の問題である。10年後の責任は持てないという話になってしまうと、ビジョンなんて策定できない。ビジョンがなければ、一貫した取組で目標を達成しようという姿にならない。そういう人たちを説得しないと、ビジョンは策定できないと思って質問した。

**【浦川原区総合事務所 宮川産業グループ長】**

現在、安塚区では28の人・農地プランがある。また、中山間地域等直接支払交付金に取り組んでいただいている皆様からは、集落戦略というものをつくっていただいている。その集落戦略には、10年後に自分たちの集落はこういうことをやっていたいというビジョンが書かれており、基本的にそれを踏襲する。地域の皆様が考えたものは、広い枠になってしまうかもしれないが、極力踏襲できるような形にしていきたい。

**【吉野誠一委員】**

私自身は、農業のことをよく分かっていない部分もあるが、ビジョンがなければ、首尾一貫した取組はできないと思った。

**【浦川原区総合事務所 宮川産業グループ長】**

集落戦略を参考にしながら、10年後を考えていただければと思う。

**【外立正剛委員】**

小作でほかの区から耕作に来ている方もいる。そういう方も含めて全員が集まるのは難しいと思う。

**【浦川原区総合事務所 宮川産業グループ長】**

地主の方も含めて全員集まれば、話し合いとして一番スムーズであるとは思う。しかし、実際のところ、土地はあっても人はいないとか、耕作しているのは大島区の方であるといったケースも見られる。入作の方には可能な限り意見を聞いていただきたい。

**【松苗正二会長】**

ほかに質問等あるか。

(質問なし)

ほかに質問等なければ、以上で農業経営基盤強化の促進に関する計画「地域計画」の策定についての報告を終了する。

次に報告事項(2) ゆきだるま温泉久比岐野の料金改定についての報告に移る。浦川原区総合事務所に説明を求める。

**【浦川原区総合事務所 宮川産業グループ長】**

資料No. 2に基づき、ゆきだるま温泉久比岐野の料金改定の理由や改定の内容等を説明。

**【松苗正二会長】**

説明の内容について、質問のある方はいるか。

**【山岸重正委員】**

今回の料金改定は、小学生以下の料金を50円上げるということであるが、小学生以下の利用人数はどの程度かを教えてほしい。

**【浦川原区総合事務所 宮川産業グループ長】**

今年度の12月までの入込を申し上げると、全利用者数は約5,200人、そのうち未就学児と小学生は約400人となっており、全体の約1割という状況である。

**【山岸重正委員】**

その程度の割合だと、50円値上げしても収支面であまり意味がない。それよりも中学生以上の料金600円を値上げした方がよいと思う。実際のところ、小学生以下の料金は親が払う場合がほとんどである。



**【浦川原区総合事務所 宮川産業グループ長】**

子どもから利用してもらって収益を上げようという考えではなく、積極的に利用してもらいたいという思いが根本にあるということをご理解いただきたい。

**【山岸重正委員】**

承知した。

**【新保良一委員】**

料金改定は仕方がないと思う。その上で営業時間について聞きたい。現在、営業時間は、正午から午後6時までとなっている。20年くらい前からの統計を見て、営業時間を設定したのだと思うが、午後6時で閉館というのは検討の余地があると思う。

**【浦川原区総合事務所 宮川産業グループ長】**

新保委員としては、午後6時閉館は早いというお考えか。

**【新保良一委員】**

昔から、お風呂は大体勤めが終わり、夕方以降に入るとというのがほとんどである。雪だるま温泉はなくなってしまったが、近くに飲食店もあり、久比岐野は憩いの場にもなっている。夏の夕方6時は、まだみんな働いている時間である。お客さんが少ないから、遅い時間に開けて、早く閉めようということになるのかもしれないが、値上げばかりして、早い時間に閉めるのはおかしいという声を実際に聞いている。悪循環に陥っているように思う。

**【浦川原区総合事務所 宮川産業グループ長】**

営業時間については、午後6時以降の入込等も勘案し、費用対効果を踏まえた中で設定しているというのが現状である。新保委員が言われたようなご意見があるということも承知しているが、現時点で営業時間を延長するというふうに申し上げることはできない。

**【新保良一委員】**

即答が難しいことは承知している。しかし、お客さんが来ないから早く閉めよう、儲からないから値上げしようというのはいかがなものかと思う。

**【浦川原区総合事務所 宮川産業グループ長】**

ご意見は参考にさせていただく。

**【吉野誠一委員】**

条例に定める上限額の範囲内で、実際の運用額を指定管理者と市の協議により、決定するという説明があった。しかし、上越市地域自治区の設置に関する条例によれば、地

域自治区の区域内の重要な公の施設の管理の在り方に関する事項は、諮問事項に位置付けられている。今回、なぜ諮問の手続きをとらなかったのか、その理由を聞きたい。

【浦川原区総合事務所 宮川産業グループ長】

申し訳ないが、今ほどのご質問についてこの場で回答することはできない。

【吉野誠一委員】

条例上はそのように定められている。ただ、「指定管理者の更新等の地域住民の生活に及ぼす影響が軽微な内容については諮問しない」、「答申の際は地域住民の生活に及ぼす影響の観点から答申を行う必要がある」、といった内容の説明が地域協議会委員の手引きか何かに書かれていた気がする。オーレンプラザの建設に係る諮問の頃から、そのような運用の傾向が強まってきたと思う。ところが、条例にはそのような内容は一切記載されていない。個人的には、市の解釈で原則を歪めているのではないかという違和感を持っていた。その点について、どのように考えているか。

【浦川原区総合事務所 宮川産業グループ長】

今回のゆきだるま温泉久比岐野の料金改定については、条例で定める上限額まで定価設定を引き上げるものであり、報告事項とさせていただいている。

【吉野誠一委員】

私自身はずっと違和感を持っていた。地域協議会委員の手引きを見ると、未だに地域活動支援事業や元気が出る事業についての記載が残ったままとなっており、いかがなものかと感じている。

また、今後の実施スケジュールを見ると、市民の代表で構成する議会に報告しない予定になっている。少なくとも、所管する委員会には一定の説明と報告をすべきと考えている。そうしないと、議会軽視のそしりは免れないと思うが、いかがか。

【浦川原区総合事務所 宮川産業グループ長】

申し訳ないが、その点についてもこの場で回答することはできない。

【吉野誠一委員】

私が申し上げた点について、後日何らかの形で回答をお願いしたい。

【浦川原区総合事務所 宮川産業グループ長】

承知した。

【松苗正二会長】

ほかに質問等あるか。

**【池田康雄委員】**

私は、月5回くらいを目安に久比岐野に通っているが、リピーターはほぼ決まっている気がする。人数は1日10人来るかどうかという感じである。2月24日（土）に開催された灯の回廊の時は、200人くらい来たということであった。すぐに入れず、15人くらい帰ってしまったという話を聞いた。そのようなことは珍しい。

山岸委員も言っていたが、子どもが利用する場合も料金は親が払うことがほとんどである。それよりも、シニアパスポートを利用した場合の料金について、現行の350円を50円値上げして400円にする方が、収支に与える影響も大きいと思う。

**【外立正剛委員】**

市内のほかの温浴施設も同様に料金改定が行われるのか。

**【浦川原区総合事務所 宮川産業グループ長】**

久比岐野と同様に料金改定が行われる。

**【新保良一委員】**

値上げもよいが、付加価値を高めるような検討をお願いしたい。

**【松苗正二会長】**

ほかに質問等あるか。

（質問なし）

ほかに質問等なければ、以上でゆきだるま温泉久比岐野の料金改定についての報告を終了する。

浦川原区総合事務所の職員はここで退席となる。

（浦川原区総合事務所職員退席）

次に報告事項（3）地域独自の予算の事業一覧についての報告に移る。事務局に説明を求める。

**【萬羽主任】**

資料No. 3に基づき、安塚区における令和6年度地域独自の予算に係る事業の内容を説明。

**【松苗正二会長】**

説明の内容について、質問のある方はいるか。

**【吉野誠一委員】**

3事業のうち、事業No. 1と事業No. 2は補助率の経過措置が適用され、補助率90パーセント、事業No. 3は経過措置が適用されず、補助率70パーセントという

ことであった。安塚区では、3事業すべて市が補助金を交付する事業となっているが、令和7年度以降も継続できるか。例えば、事業費が90万5千円の場合、約30万円は自主財源により持ち出さなければならない。将来的に誰も補助金を活用しなくなってしまうのではないか。地域独自の予算は、団体が市から補助金の交付を受けて実施する事業と、市が直接執行する事業という二つの制度を運用する従来にはない仕組みの中で進んでいると思う。問題はないか。

**【萬羽主任】**

事務局としては、令和6年度予算に提案のあった2団体とお話をする中で、経過措置が適用される場合であっても、最終的に補助率が70パーセントになる点について、厳しい面があるといったご意見は確かにいただいている。ただ、2団体ともに協賛金を募るなど様々な自主努力をすることによって、今後も事業を継続していきたいというお話も伺っている。

**【吉野誠一委員】**

それは理解しているが、30パーセントの持ち出しは金額的にも大きくなるので、将来的に市が直接執行する事業の方に誘導することはできないものか。

**【村松班長】**

市の本来の予算で事業を実施するという可能性もゼロではない。

**【吉野誠一委員】**

総合事務所が予算要求するかどうかは別の問題であると思うが。

**【村松班長】**

令和6年度の3事業については、全てイベントの実施を事業内容としているため、イベントの内容も精査しながら、今後も事業を継続していきたいという意向をお聞きしている。

**【吉野誠一委員】**

イベントを通じて利益を上げ、来年の原資にするということを真剣に考えていかなければならない。地域独自の予算の制度自体も将来に向けて再検討が必要になると思う。

**【山崎次長】**

ご意見として承るとともに、実施団体の皆様とも十分に協議させていただく。

**【吉野誠一委員】**

いずれにしても、地域独自の予算については、崇高な目的を立てて事業化したわけであるから、その目的が達成できないようではいけない。達成するための手段に若干問題

があると感じているので、今後に向けて検討をお願いしたい。

【松苗正二会長】

ほかに質問等あるか。

【山岸重正委員】

地域活動支援事業の時に補助率100パーセントであったものが、70パーセントになれば、継続できない事業も出てくると思う。改めて検討してほしい。

【吉野誠一委員】

問題なく事業を継続できる団体はよいが、そうでない団体からすれば、そこまでしてやらなければいけないのかという話になってくると思う。

【松苗正二会長】

地域活動支援事業の審査を行っていた時は、100パーセント補助するのはいかななものかという意見もあった。

【吉野誠一委員】

そんなことはないと思う。

【松苗正二会長】

事業の内容にもよると思うが、実際に審査の中でそのような意見があった。

山のうえの雪まつり事業等は、企業等を回って協賛金をお願いするなど、一生懸命努力されている。

今後、補助率等の見直しを求める声が多数挙がってくるまでは、現行の制度内容でよいと思う。

【吉野誠一委員】

地域活動支援事業は、均等割や人口割によって各区に予算を配分していたが、地域独自の予算は、各区に予算を配分していない。良い提案をすれば、総枠の中から予算を総取りできるという、いわゆる競争原理が導入された。

【松苗正二会長】

総枠や上限はない。

【吉野誠一委員】

予算は議会の議決を要する。

【村松班長】

予算額の上限はない。

【吉野誠一委員】

総枠もないのか。

【松苗正二会長】

予算要求の結果、提案の内容が認められれば予算がつく。

【吉野誠一委員】

市としての予算の裏付けはどこにあるのか。

【松苗正二会長】

団体からの提案を受けて、総合事務所も一緒に検討し、内容を精査した上で予算要求が行われる。その後、財務部の査定を経て、最終的に議会で議決が得られれば、予算がつく。

【吉野誠一委員】

そういう仕組みになっているのか。

【村松班長】

そうである。

【吉野誠一委員】

最終的に議会で承認されれば、予算は青天井でいくらでも認められるということか。それはよい制度である。

【村松班長】

補助率の上限は70パーセントとなっている。

【吉野誠一委員】

承知した。

【松苗正二会長】

ほかに質問等あるか。

【池田裕夫委員】

令和6年度予算は、3事業で236万円となっているが、地域活動支援事業の時は510万円が配分されていた。令和7年度もほかの団体からは提案が出てこない気がしている。地域活動支援事業の提案団体に対して、制度の周知等を行っているか。

【萬羽主任】

地域協議会の場でも説明させていただいたが、今年度は地域自治の推進に向けたヒアリング調査を実施しており、区内の活動団体の皆様からお話をお聞きする中で、地域独自の予算の活用に向けた検討もお願いしている。また、令和6年度予算に関して、提案

があったのは3事業であるが、そのほかに提案に向けた相談が1件あった。最終的に相談者からは、関係者との協議等に時間を要するため、令和6年度予算への提案は見送るとのお話があった。令和7年度予算に向けて、さらに多くの皆様からご提案いただけるように機会を捉えて発信していきたいと考えている。

**【池田裕夫委員】**

引き続き努力をお願いしたい。

**【吉野誠一委員】**

上越市地域独自の予算事業実施要綱は改正されたか。

**【萬羽主任】**

改正されていない。

**【吉野誠一委員】**

地域協議会委員の手引きは改正されているか。

**【萬羽主任】**

現委員用の手引きとして、市のホームページに掲載されているものが最新の手引きである。

**【吉野誠一委員】**

地域活動支援事業が終了し、地域独自の予算が始まるなど変更点も生じているので、手引きの改正が必要であると思う。

**【松苗正二会長】**

ほかに質問等あるか。

(質問なし)

ほかに質問等なければ、以上で地域独自の予算の事業一覧についての報告を終了する。

次に次回の地域協議会開催日を確認する。通常であれば、今回は3月26日(火)の開催となるが、年度末でもあるため、1週早めて3月18日(月)か19日(火)辺りで開催したいと考えている。3月19日(火)開催でよろしいか。

(「はい」の声多数)

それでは、次回の地域協議会は3月19日(火)午後6時から開催する。

ほかに連絡事項等はあるか。

**【萬羽主任】**

安塚区地域協議会活動報告会・委員公募説明会の開催結果について説明。

灯の回廊及び山のうへの雪まつりの開催結果について説明。

信越県境地域づくり交流会 2023 活動報告会「はしっこからはじまる地域づくり」の開催について説明。

地区別まちづくりワークショップ成果発表会（大島・浦川原・牧区）の開催について説明。

地域協議会だよりの原稿作成について説明。

**【小林市民生活・福祉グループ長（併教育・文化グループ長）】**

3区中学校統合実行委員会たより等について説明

**【松苗正二会長】**

会議の閉会を宣言

9 問合せ先

安塚区総合事務所総務・地域振興グループ TEL：025-592-2003（内線 23）

E-mail：yasuzuka-ku@city.joetsu.lg.jp

10 その他

別添の会議資料も併せてご覧ください。